

環 境 影 響 評 価 書 案

多摩都市モノレール及び都市計画道路立川1・2・5, 1・2・6号線建設事業

昭和62年10月

東 京 都
多摩都市モノレール株式会社

1.1 事業者等の名称及び所在地

1.1.1 事業者

(1) モノレールの新設事業

名称：東京都

代表者：東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目 5番 1号

名称：多摩都市モノレール株式会社

代表者：代表取締役社長 鈴木俊一

住所：東京都中央区京橋三丁目 2番 8号（キャセイビル内）

(2) 道路の新設事業（都市計画を定める者：当該事業を実施する者が別途定まる迄の間）

氏名：東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目 5番 1号

1.1.2 都市計画を定める者

氏名：東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目 5番 1号

1.2 対象事業の名称

1.2.1 事業の名称

多摩都市モノレール及び都市計画道路立川 1.2.5、1.2.6 号線建設事業（以下、「本事業」という）

（多摩都市モノレールの都市計画名称は次のとおりである。）

都市高速鉄道	都市計画道路（特殊街路）
多摩都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線	多摩都市計画道路都市モノレール専用道第1号多摩南北線
八王子都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線	八王子都市計画道路都市モノレール専用道第1号多摩南北線
日野都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線	日野都市計画道路都市モノレール専用道第1号多摩南北線
立川都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線	立川都市計画道路都市モノレール専用道第1号多摩南北線

1.2.2 対象事業の種類

モノレールの新設及び道路の新設

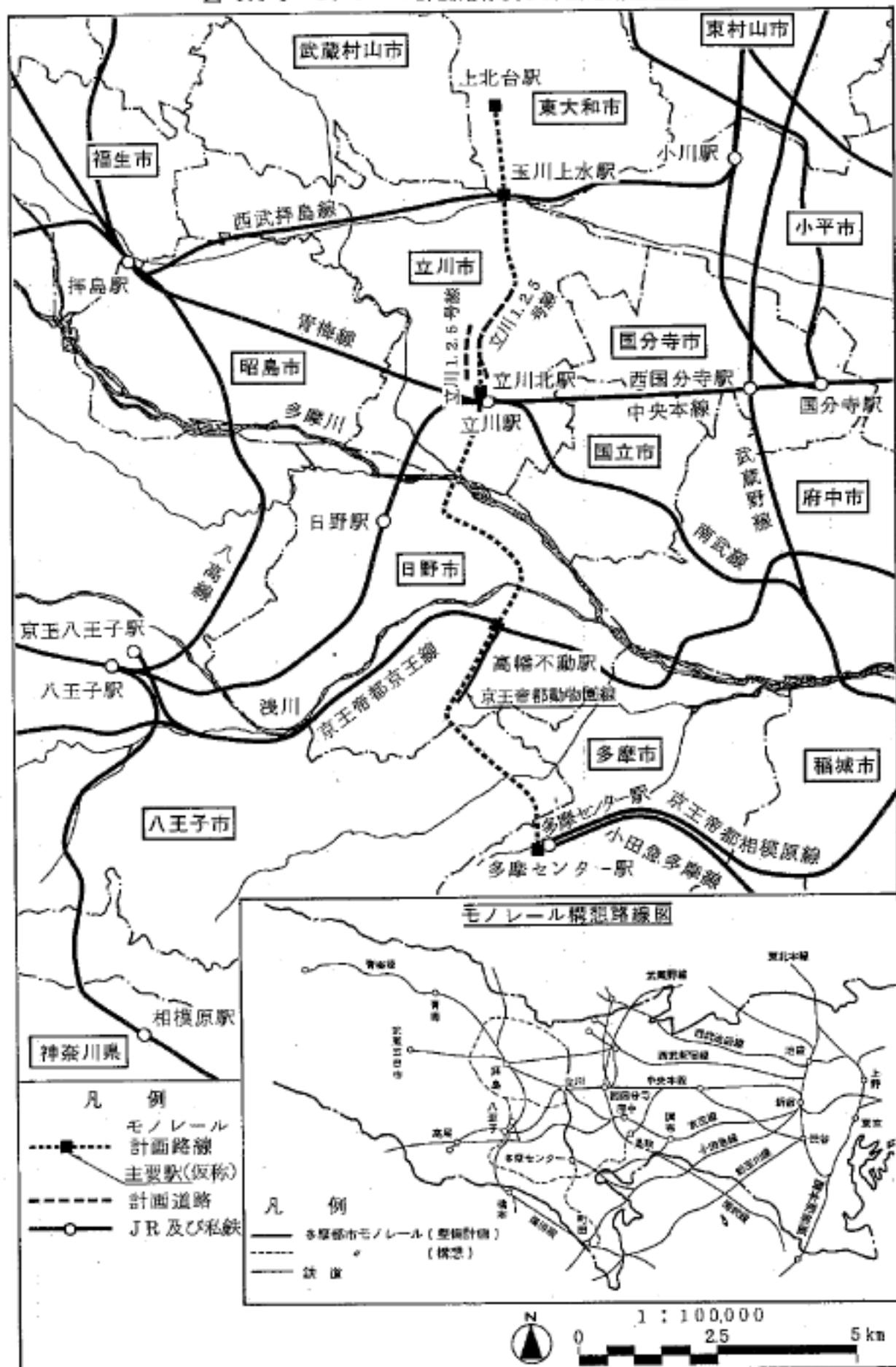
1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都多摩市落合一丁目地先の多摩センター駅付近を起点とし東京都東大和市上北合一丁目地先の新青梅街道を終点とする約16.2kmの区間にモノレールを新設するとともに、東京都立川市曙町二丁目を起点として同市泉町を終点とする延長2.1kmの立川都市計画道路1等大路第2類第5号（以下、「立川1.2.5号線」という）と、同市緑町を起点として同市高松町一丁目を終点とする延長1.2kmの立川都市計画道路1等大路第2類第6号（以下、「立川1.2.6号線」という）を建設するものである。なお、立川1.2.5号線の一部区間にモノレールが新設される。モノレール並びに立川1.2.5号線及び立川1.2.6号線（以下、「計画道路」という）の計画概要は、表1.3-1のとおりである。また、モノレール計画路線及び計画道路の位置は図1.3-1に示すとおりである。

表 1.3-1 モノレール及び計画道路の計画概要

区 分	項 目	計 画 内 容	
モノレール	区 間	(起点) 多摩市落合一丁目 (終点) 東大和市上北合一丁目	
	延 長	約16.2km	
	形 式	跨 座 型	
	単線・複線の別	複 線	
	運 転 速 度	表定速度約 27 km/時	
	工 事 期 間	昭和63～72年度	
	主 要 施 設	モノレール軌道、10駅、1運営基地	
計画道路	名 称	立川 1.2.5号線	立川 1.2.6号線
	区 間	(起点) 立川市曙町二丁目 (終点) 立川市泉町	(起点) 立川市緑町 (終点) 立川市高松町一丁目
	延 長	約 2.1 km	約 1.2 km
	道 路 規 格	第 4 種 第 1 級	第 4 種 第 1 級
	車 線 数	往復 4 車線	往復 4 車線
	設 計 速 度	60 km/時	60 km/時

図 1.3-1 モノレール計画路線及び計画道路位置図



1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、モノレール計画路線及び計画道路の周辺地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表 1.4-1のとおりである。

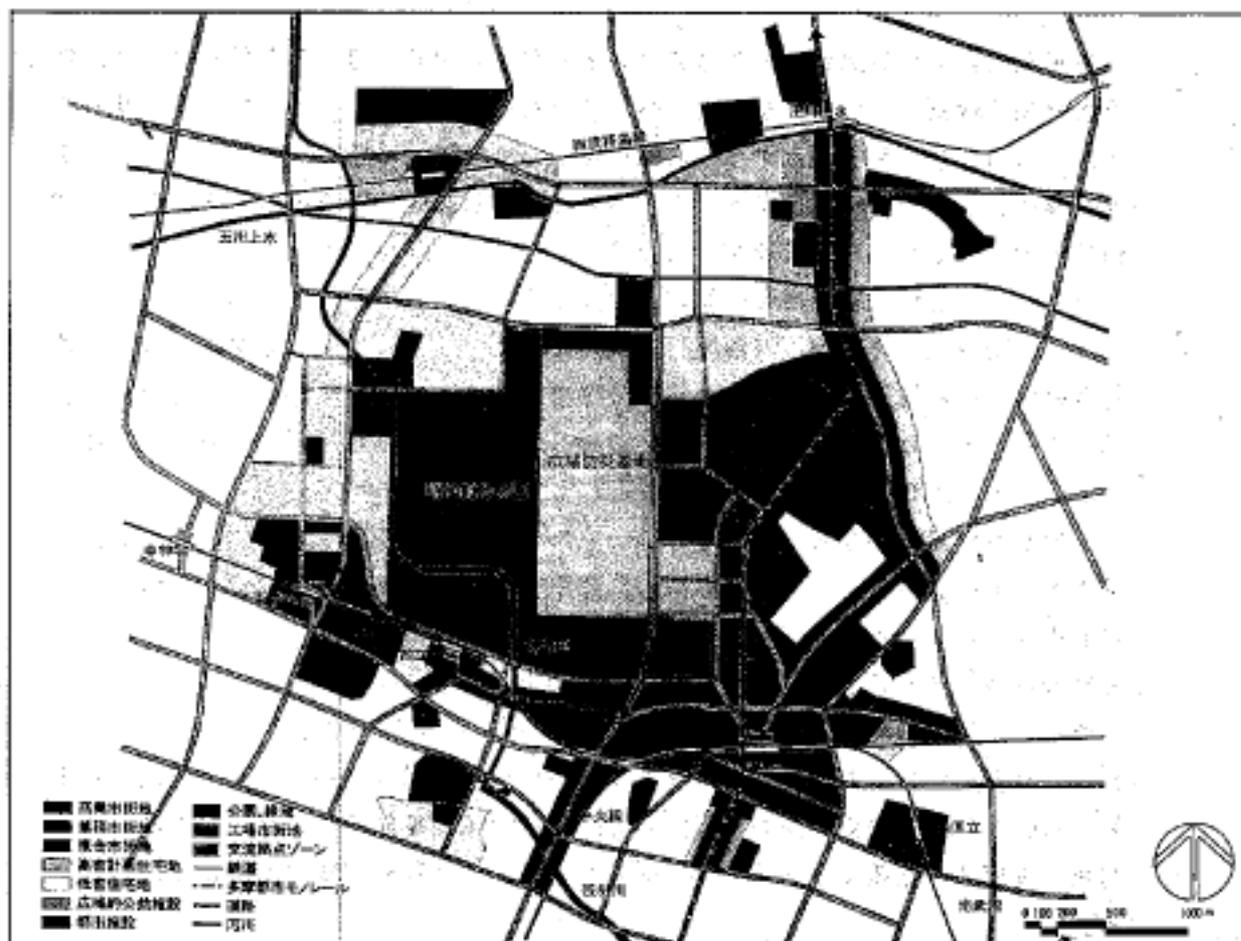
表 1.4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大 気 汚 染	工事の完了後における計画道路の自動車交通による大気汚染については、一酸化炭素及び二酸化窒素ともに環境基準を下回るため、環境への影響は少ないと考える。
2. 水 質 汚 濁	工事の施行中における大栗川支川、程久保川、浅川及び玉川上水の工事にあたっては、シートを用いた法面保護、土のう及び鋼矢板を用いた締切工法等、極力濁水の発生をおさえる対策及び工法を採用する計画である。 また、工事の施行中継続的に濁水が発生する場合は、濁水を一時的に貯留し沈殿させる処理施設を設置することから、河川の水質に及ぼす影響は少ないと考える。
3. 騒 音	工事の施行中の建設作業騒音については、騒音規制法に基づく特定建設作業及び東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の騒音勧告基準を超えないため影響は少ないと考える。 工事の完了後のモノレール騒音については、都市モノレール小倉線と同型式の車両を前提とすれば、一部の地域において評価の指標を上回ると予測されるが、今後車両の改良を積極的に行うこと等により、評価の指標を下回ると考えるので、モノレール騒音の環境に与える影響は少ないと考える。 また、道路交通騒音については、一部の地域において環境基準を上回るが、供用後の沿道の土地利用等を考慮しながら、必要に応じて遮音壁の設置、中央分離帯等への植栽などの実施可能な施策を講ずることにより、周辺地域の環境保全に努める。
4. 振 動	工事の施行中の建設作業振動については、振動規制法に基づく特定建設作業及び東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の振動勧告基準を超えないため影響は少ないと考える。 工事の完了後のモノレール振動については、評価の指標を下回るため影響は少ないと考える。 また、道路交通振動については、法に定められた要請基準を下回るため影響は少ないと考える。
5. 日 照 阻 害	事業の実施に伴い、一部の地域において日陰を生じるが、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について（昭和51年 2月23日建設事務次官通知）」に基づき対処する。
6. 電 波 障 害	事業の実施に伴いVHFでは、しゃへい障害は主としてモノレール計画路線の西側に、反射障害は主としてモノレール計画路線の東側に発生すると予測される。また、UHFではしゃへい障害がモノレール計画路線の西側に発生すると予測される。なお、多摩中継所については、モノレール計画路線の西側及び東側にしゃへい障害が発生すると予測される。対象事業の影響により発生した電波障害については「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について（昭和54年10月12日 建設事務次官通知）」に基づき対処する。

表 1.4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
7. 陸上植物	<p>多摩丘陵部においては、クマノカンアオイ等の注目される植物や自然植生であるハンノキ群落が一部影響をうけるが、残存するハンノキ群落や周辺の植物の生育環境を保全する。また、植生面積の減少に対しては、法面緑化によりその回復を図る。なお、施工区域に生育するクマノカンアオイ及びミズニラについては施工区域外の適切な生育環境（コナラ群落又は湿地）に移植する。したがって陸上植物への影響は軽減できると考える。</p> <p>浅川部においては、ツルヨシ、オギ等の群落が工事の施行に伴い影響をうけるが、これらの植物群落は自然の復元力が強いので工事の完了後には回復すると考える。したがって陸上植物への影響は少ないと考える。</p> <p>立川基地跡地部においては、施工区域に生育しているカワラニガナを適切な環境へ移植する。したがって陸上植物への影響は少ないと考える。</p> <p>玉川上水部においては、改変面積が狭い範囲に限られるため、生育環境の変化は小さく影響は少ないと考える。</p>
8. 陸上動物	<p>多摩丘陵部及び浅川部において動物の生息環境は部分的に影響をうけるが、林縁の植栽、法面の緑化等の環境保全のための措置を講じるため、動物の生息環境の変化は著しいものではなく、動物への影響は少ないと考える。また、多摩丘陵部に生息する注目される種であるゲンジボタルは生息地の上流側が部分的に改変されるが、流水及び周辺の生息環境の大部分は保全される。したがって生息環境の変化は著しいものではなく、陸上動物への影響は少ないと考える。</p> <p>立川基地跡地部の周辺には、昭和記念公園等の鳥類の生息環境が存在するため生息環境の変化は著しいものではなく、鳥類への影響は少ないと考える。</p> <p>玉川上水部の生息環境は一部改変されるのみであり、生息環境の変化は著しいものではなく鳥類への影響は少ないと考える。</p>
9. 水生生物	<p>対象事業の実施に伴い水生生物は部分的に影響をうけるが、その範囲と期間は限られたものであり、締切工法の採用及び法面緑化による濁水防止のための保全対策を講じるため水生生物の生育環境の変化は著しいものではなく、影響は少ないと考える。</p>
10. 地形・地質	<p>多摩丘陵部における工事の施行中及び工事の完了後における不圧地下水の変化はわずかで影響は少ない。また、学術上、景観上又は自然環境の保全上配慮すべき地形・地質の分布はみられない。なお、土地の安定性については、地質状況及び施工方法から判断して影響は生じない。</p> <p>高橋不動部においては局所的な地下水流の阻害が生じるものの、構造物周辺の透水層は連続性がよいため、不圧地下水への影響はほとんどないものと考えられる。</p> <p>玉川上水部においては地下水流を阻害することはないと考える。</p>
11. 史跡・文化財	<p>モノレール計画路線に係る埋蔵文化財包蔵地については、関係機関と協議し文化財保護法の手続きに従って記録保存等に努める。なお、指定文化財については影響はない。</p>
12. 景 観	<p>モノレールの構造物等により、モノレール計画路線及びその周辺における地域景観に変化が生じる。しかし、開発の進むモノレール計画路線周辺地域において都市的な景観を形成する要素となり、また、市街地においては街路の整備とあいまって、近代的な地域の景観と調和すると考える。したがって影響は少ないと考える。</p>

図 2.1-1 立川・昭島地区整備構想（都長期計画）



資料：第二次東京都長期計画（東京都）
 マイタウン東京－21世紀への新たな展開

